

【注意事項】

- 1．この申請書は、在籍中の被保険者が紛失・毀損により被保険者証の再交付を申請するときに提出するものです。
- 2．紛失・毀損による再交付の場合は始末書が必要ですので、便箋等に被保険者本人による自筆で作成のうえ、申請書に添付してください。
- 3．毀損の場合は、その被保険者証（本人証又は家族証）を申請書に添付のうえ提出してください。
- 4．紛失による再交付の場合は、待期期間の1週間後に処理をします。その間に被保険者証が発見されたときは、速やかに健保組合へご連絡ください。再交付の処理を中止します。なお、再交付の後に発見された場合は、出てきた被保険者証を速やかに健保組合へご送付ください。